平成２７年（フ）第５号
静岡県浜松市中区上島３丁目17番27号
債務者　加藤　善美
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４５６号
岡山市北区惣爪625番地２
債務者　中西　浩子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２４号
静岡市駿河区宮竹２丁目３番43号　アルフ・ヘイム205号、旧住所静岡市葵区昭和町５番地の14　ルシルザファースト601号
債務者　中島　由華
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２３号
岡山市中区江並78番地12メゾンえなみ107号室
債務者　畑　　孝司
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８２号
東京都八王子市泉町1372―２―２―17
債務者　井浦　明子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９４号
神奈川県横浜市金沢区能見台東５番Ｆ―1003号
債務者　酒井　美紀（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１号
熊本県山鹿市鹿央町中浦1472番地
債務者　鍋嶋　玲子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２６年（フ）第２００９号
横浜市南区永田みなみ台２番10―101号
債務者　岡野　法之
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８号
横浜市泉区上飯田町2619番地　県営いちょう団地32棟205号
債務者　鶴岡　國利
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４号
横浜市保土ケ谷区保土ケ谷町１丁目23番地　パウロニア　バレイ　テイク６保土ケ谷202
債務者　川端　浩平
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３５号
横浜市保土ケ谷区保土ケ谷町１丁目23番地　パウロニア　バレイ　テイク６保土ケ谷202
債務者　川端　君子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１号
熊本県人吉市鶴田町99番地リバーサイドナカオカ102
債務者　西　　真希
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前10時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２６年（フ）第１９０号
釧路市大楽毛１丁目５番６号
債務者　小出三紀子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１０４０号
千葉市若葉区千城台北２丁目16番８号
債務者　大野ミユキ
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月30日午前11時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１０５６号
東京都日野市南平２丁目72番地の17コスモ多摩南平209
債務者　石崎　一彦
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部